



2026 年 8 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社ボードルア
代表者名 代表取締役社長 富永 重寛
(コード：4413 東証プライム市場)
問合せ先 代表取締役 藤井 和也
(TEL. 03-6807-4525)

団体名 ビーシーピーイー ネオン ケイマン エルピー
代表者名 ビーシーピーイー ネオン ジーピー エルエルシー
(ジェネラル・パートナー)

**ビーシーピーイー ネオン ケイマン エルピーによる
株式会社ボードルア（証券コード：4413）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ**

ビーシーピーイー ネオン ケイマン エルピーは、株式会社ボードルア株券等を別添のとおり公開買付けにより取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

以 上

本資料は、ビーシーピーイー ネオン ケイマン エルピー（公開買付者）が株式会社ボードルア（本公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第 30 条第 1 項第 4 号に基づいて公表を行うものです。

（添付資料）

2026 年 8 月 19 日付「株式会社ボードルア（証券コード：4413）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

2026 年 8 月 19 日

各 位

団体名	ビーシーピーイー ネオン ケイマン エルピー
代表者名	ビーシーピーイー ネオン ジーピー エルエルシー (ジェネラル・パートナー)

株式会社ボードルア（証券コード：4413）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

ビーシーピーイー ネオン ケイマン エルピー（以下「公開買付者」といいます。）は、2026 年 8 月 18 日、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）のプライム市場に上場している株式会社ボードルア（以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び本新株予約権（下記「（2）買付け等を行う株券等の種類」の「② 新株予約権」に定義します。以下同じです。）の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本公開買付けの内容

（1）対象者の名称

株式会社ボードルア

（2）買付け等を行う株券等の種類

①普通株式

②新株予約権（以下、イからへまでの新株予約権を総称して「本新株予約権」といい、本新株予約権の所有者を「本新株予約権者」といいます。また、本公開買付けにおける本新株予約権 1 個当たりの買付け等の価格を個別に又は総称して、以下「本新株予約権買付価格」といいます。）

- イ 2020 年 2 月 24 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第 2 回新株予約権（以下「第 2 回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2022 年 2 月 28 日から 2030 年 2 月 18 日まで）
- ロ 2021 年 2 月 27 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第 3 回新株予約権（以下「第 3 回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2023 年 3 月 1 日から 2030 年 2 月 18 日まで）
- ハ 2022 年 12 月 13 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第 4 回新株予約権（以下「第 4 回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2026 年 6 月 1 日から 2032 年 12 月 12 日まで）
- ニ 2024 年 3 月 27 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第 5 回新株予約権（以下「第 5 回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2027 年 6 月 1 日から 2034 年 4 月 17 日まで）
- ホ 2025 年 8 月 1 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第 6 回新株予約権（以下「第 6 回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2028 年 6 月 1 日から 2035 年 8 月 28 日まで）
- ヘ 2026 年 5 月 25 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第 7 回新株予約権（以下「第 7 回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2029 年 6 月 1 日から 2036 年 6 月 29 日まで）

（3）買付け等の期間

2026 年 8 月 19 日（水曜日）から 2026 年 10 月 5 日（月曜日）まで（31 営業日）

(4) 買付け等の価格

①普通株式1株につき、金2,970円（以下「本公開買付価格」といいます。）

②新株予約権

- イ 第2回新株予約権1個につき、金1円
- ロ 第3回新株予約権1個につき、金1円
- ハ 第4回新株予約権1個につき、金1円
- ニ 第5回新株予約権1個につき、金1円
- ホ 第6回新株予約権1個につき、金1円
- ヘ 第7回新株予約権1個につき、金1円

(5) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	15,066,853（株）	3,135,200（株）	—（株）

(6) 決済の開始日

2026年10月13日（火曜日）

(7) 公開買付代理人

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目13番1号

2. 本公開買付けの概要

公開買付者は、Bain Capital Private Equity, LPが投資助言を行う投資ファンド及びそのグループ（以下、個別に又は総称して「ベインキャピタル」といいます。）により持分の全てを保有され、運営されており、対象者に投資することを主たる目的として2026年7月9日にケイマン諸島法に基づき組成されたリミテッド・パートナーシップです。本日現在、ベインキャピタル及び公開買付者は、対象者株式及び本新株予約権を所有していません。

ベインキャピタルは、2025年12月31日時点において、全世界で約2,250億ドルの運用資産を有する国際的投資会社であり、日本においては2006年に東京拠点を開設して以来、2026年6月30日時点で約80名以上の従業員により投資先の企業価値向上に向けた取組みを進めております。主に事業会社・コンサルティング会社での経験を有する者を中心に構成されており、一般的な投資会社が提供する資本・財務的支援にとどまらず、事業運営を現場レベルで支援することで着実に成長戦略を実行し、以下のとおりの価値向上施策を成功に導いたとベインキャピタルとして認識している実績を有しております。ベインキャピタルは、日本においては、株式会社ファイントゥデイホールディングス、株式会社INFORICH、株式会社MCJ、レジル株式会社、株式会社ヨーク・ホールディングス、株式会社日新、田辺三菱製薬株式会社（現 田辺ファーマ株式会社）、株式会社ジャムコ、株式会社レッドバロン、株式会社ティーガイア、トランコム株式会社、株式会社スノーピーク、株式会社アウトソーシング（現 株式会社BREXA Holdings）、株式会社T&K TOKA、株式会社IDAJ、株式会社エビデント（旧 オリンパスの科学事業を承継）、インパクトホールディングス株式会社、株式会社マッシュホールディングス、日立金属株式会社（現 株式会社プロテリアル）、株式会社Linc'well、株式会社イグニス、株式会社キリン堂ホールディングス、ヘイ株式会社（現 STORES 株式会社）、昭和飛行機工業株式会社、チーターデジタル株式会社（現 エンバーポイント株式会社）、株式会社Works Human Intelligence等、2026年6月30日時点で合計45社に対して、そしてグローバルでは1984年の設立以来、2025年12月31日時点で約400社、追加投資を含めると約1,450社以上に対して投資実績を有しております。

今般、公開買付者は、東京証券取引所プライム市場に上場している対象者株式の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得することを目的とした、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）（注1）のための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施いたします。

（注1）マネジメント・バイアウト（MBO）とは、買収者が対象会社の役員である公開買付け（買収者が対象会社の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって対象会社の役員と利益を共通にするもの

である公開買付けを含みます。)をいいます(東京証券取引所有価証券上場規程第 441 条をご参照ください。)。本取引においては、対象者の代表取締役社長であり、2026 年 2 月 28 日現在における対象者の筆頭株主である富永重寛氏(以下「富永氏」といいます。)、対象者の代表取締役であり、同日現在における対象者の第 2 位株主である藤井和也氏(以下「藤井氏」といいます。)及び対象者の取締役であり、同日現在における対象者の第 5 位株主である程島義明氏(以下「程島氏」といいます。))が、本公開買付け成立後も引き続き対象者の事業成長に向けて経営全般に関わっていくことを予定しており、本取引は、公開買付者、富永氏、藤井氏及び程島氏の合意に基づいて行われるものであるため、いわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)に該当します。

本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、法第 27 条の 2 第 1 項但書及び金融商品取引法施行令(昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。)第 7 条第 1 項第 13 号に基づき、本公開買付けが成立した場合には、公開買付けによることなく、本創業者株主(以下に定義します。)が所有する対象者株式の全てについて、1 株当たりの譲渡金額を本公開買付けにおける対象者株式 1 株あたりの買付け等の価格を下回る金額である 2,350 円として、本公開買付けに係る決済の開始日と同日付で株式譲渡により取得する予定です。具体的には、2026 年 8 月 18 日付で、富永氏(所有株式数:12,176,000 株、所有割合(注 2):37.09%)、藤井氏(所有株式数:4,539,000 株、所有割合:13.83%)及び程島氏(所有株式数:1,224,600 株、所有割合:3.73%)

(以下、総称して「本創業者株主」といいます。)のそれぞれとの間で、所有する対象者株式の全てについて公開買付者に譲渡する旨の契約(以下、程島氏との間の株式譲渡契約を「本株式譲渡契約(程島氏)」といい、富永氏、藤井氏及び程島氏のそれぞれとの間の株式譲渡契約を総称して「本株式譲渡契約」といいます。)をそれぞれ締結し、富永氏が所有する対象者株式の全て、藤井氏が所有する対象者株式の全て及び程島氏が所有する対象者株式(以下、「本譲渡株式(程島氏)」といいます。)の全て(合計 17,939,600 株、所有割合合計:54.65%)(以下、総称して「本譲渡株式」といいます。)について、それぞれ公開買付者に譲渡する旨を合意しております(本株式譲渡契約に基づく本創業者株主による対象者株式の譲渡の実行を以下個別に又は総称して「本並行買付け」といいます。)。本株式譲渡契約の詳細については、本公開買付けに関して公開買付者が 2026 年 8 月 19 日に提出する公開買付届出書(以下「本公開買付届出書」といいます。)の「第 1 公開買付要項」の「4 買付け等の目的」の「(6)公開買付けに係る重要な合意」をご参照ください。

(注 2)「所有割合」とは、対象者が 2026 年 7 月 15 日付で公表した「2027 年 2 月期第 1 四半期 決算短信〔IFRS〕(連結)」(以下「対象者決算短信」といいます。)に記載された 2026 年 5 月 31 日現在の発行済株式総数(32,148,708 株)に、対象者から報告を受けた 2026 年 6 月 30 日現在残存する本新株予約権 14,115 個(注 3)の目的となる対象者株式の数(1,630,000 株)を加算した株式数(33,778,708 株)から、対象者決算短信に記載された 2026 年 5 月 31 日現在の対象者が所有する自己株式数(953,455 株)を控除した株式数(32,825,253 株、以下「本基準株式数」といいます。)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合の計算において同じです。)をいいます。

(注 3)対象者から報告を受けた 2026 年 6 月 30 日現在残存する本新株予約権の内訳は以下のとおりです。

本新株予約権の名称	個数	目的となる対象者株式の数
第 2 回新株予約権	13 (個)	67,600 (株)
第 3 回新株予約権	7 (個)	16,800 (株)
第 4 回新株予約権	152 (個)	60,800 (株)
第 5 回新株予約権	905 (個)	181,000 (株)
第 6 回新株予約権	4,197 (個)	419,700 (株)
第 7 回新株予約権	8,841 (個)	884,100 (株)
合計	14,115 (個)	1,630,000 (株)

本公開買付けにおいて、公開買付者は、3,135,200 株(所有割合:9.55%)を買付予定数の下限と設定しており、本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の数の合計が買付予定数の下限(3,135,200 株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、上記のとおり、公開買付者は、対象者株式の全て(ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所

有する自己株式を除きます。)を取得することにより、対象者株式を非公開化することを目的としておりますので、買付予定数の上限は設定しておらず、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(3,135,200株)以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、買付予定数の下限(3,135,200株)は、本基準株式数(32,825,253株)から、対象者から報告を受けた2026年6月30日現在残存する本新株予約権(ただし、対象者から報告を受けた2026年6月30日現在において行使可能である第2回新株予約権、第3回新株予約権及び第4回新株予約権を除きます。)(13,943個)の目的となる株式数(1,484,800株)を控除(注4)した株式数に係る議決権数(313,404個)に3分の2を乗じた数(208,936個、小数点以下を切上げ)に、対象者の単元株式数(100株)を乗じた株式数(20,893,600株)から、本並行買付けにより本公開買付けに係る決済の開始と同時に買付け予定である本日現在の本譲渡株式の数(ただし、本譲渡株式(程島氏)のうち、2026年7月31日現在残存する本譲渡予約権(以下に定義します。))の目的となる株式数(181,200株)を除きます。)を控除した株式数(3,135,200株)としております。これは、公開買付者は、本公開買付け及び本並行買付けにおいて、対象者株式の全て(ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得し対象者株式を非公開化することを目的としていところ、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)第180条に基づく本株式併合(下記「3. 公開買付け後の組織再編等の方針」の「② 本株式併合」において定義します。以下同じです。)の手続を実施する際には、会社法第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされることから、対象者株式を非公開化するための一連の手続(以下「本スクイーズアウト手続」といいます。)の実施を確実に遂行すべく、本公開買付けの成立及び本並行買付けの実施後に公開買付者が対象者の総株主の総議決権数の3分の2以上を所有することとなるようにするためです。

(注4) 本新株予約権のうち、第5回新株予約権、第6回新株予約権及び第7回新株予約権については、行使期間が未到来であるため、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に行使され、これら本新株予約権に係る本新株予約権者に対して対象者株式が交付されることは想定されておりません。また、公開買付者は、本公開買付けが成立した場合には、本新株予約権の取得及び消却、又は本新株予約権者による本新株予約権の放棄の勧奨等、本取引の実行に合理的に必要な手続を実施することを対象者に要請し、又は実施することを予定しており、かつ、対象者は、当該要請を受けた場合には、これに協力する意向であることから、公開買付者は、買付予定数の下限の設定に際し、第5回新株予約権、第6回新株予約権及び第7回新株予約権の目的となる対象者株式の数(合計1,484,800株)を考慮しておりません。なお、第2回新株予約権、第3回新株予約権及び第4回新株予約権については、本日現在において行使期間が到来しており、かつ、対象者によれば、本日現在、対象者若しくは対象者の子会社の取締役、監査役又は使用人であること等の行使条件を満たしており、全て行使可能であると認識しているとのことです。

なお、程島氏は、対象者の複数の従業員との間で、2022年12月28日付譲渡予約権に関する契約(以下「第1回譲渡予約権契約」といいます。)及び2023年9月11日付譲渡予約権に関する契約(以下「第2回譲渡予約権契約」といい、第1回譲渡予約権契約と併せて「本譲渡予約権契約」と総称します。)を締結しており、本譲渡予約権契約の当事者である対象者従業員(以下、総称して「本譲渡予約権者」といいます。)に対する業績連動型のインセンティブプランとして、対象者株式に係る譲渡予約権(以下、第1回譲渡予約権契約に基づき付与される譲渡予約権(目的となる株式数77,200株:所有割合0.24%)を「第1回本譲渡予約権」、第2回譲渡予約権契約に基づき付与される譲渡予約権(目的となる株式数104,000株:所有割合0.32%)を「第2回本譲渡予約権」といい、第1回本譲渡予約権及び第2回本譲渡予約権を併せて「本譲渡予約権」と総称します。)を付与しているところ、本譲渡予約権契約においては、本譲渡予約権者が、行使期間が到来し、かつ一定の行使条件を満たした場合に、程島氏に対して、本譲渡予約権を行使することにより、程島氏が保有する対象者株式の一部を一定の価額で本譲渡予約権者に譲渡するよう請求することができる旨が定められております。そして、本株式譲渡契約(程島氏)上、程島氏は、(i)本譲渡予約権者が、本譲渡予約権を全て行使し、本譲渡予約権の行使により取得した対象者株式の全てを本公開買付けに応募することにつき、本株式譲渡契約(程島氏)締結日から15営業日以内に本譲渡予約権者から事前の書面による承諾を取得し、かつ、公開買付期間中にかかる応募がなされるよう、最大限努力すること、並びに、(ii)公開買付期間中に、行使期間が到来せず、かつ本譲渡予約権の行使条件が成就しないことが見込まれる第2回本譲渡予約権(なお、第1回本譲渡予約権は、本日現在、既に行使期間が到来しており、かつ行使条件が成就しております。)に係る本譲渡予約権者について、当該本譲渡予約権者が上記(i)の承諾をすることを条件として、本株式譲渡契約(程島氏)締結日から15営業日以内に、本譲渡予約権契約の変更その他の方法により、当該本譲渡予約権契約に基づく本譲渡予約権の行使条件を撤廃し、当該本譲渡予約権者が、公開買付期間中に、本譲渡予約権の全てを行使できるようにするため、最大限努力する(ただし、程島氏は、本株式譲渡契約(程島氏)締結日から15営業日目の日の翌日以降は、公開買付者の事前の書面による承諾のない限り、かかる行使条件の撤廃等を行わないも

のとする。) ことを行う義務を負っており、また、(iii) (a) 程島氏が公開買付者に対する本株式譲渡契約(程島氏)に従った本譲渡株式(程島氏)の譲渡を行う日時点で現存する本譲渡予約権の目的となる株式数に相当する対象者株式を、当該譲渡の目的から除外することができる旨及び(b)本臨時株主総会(下記「3. 公開買付け後の組織再編等の方針」において定義します。以下同じです。)の基準日において程島氏が所有する対象者株式について、本臨時株主総会において本株式併合に関連する議案に賛成する旨が定められております。したがって、仮に、かかる本譲渡予約権契約及び本株式譲渡契約(程島氏)に従い、程島氏が、自ら保有する対象者株式の一部を公開買付者に対して譲渡せず、保有し続ける場合、公開買付期間の末日から起算して10営業日を確保できる時点までに、本スクイーズアウト手続に係る議案が上程される本臨時株主総会において、当該一部の対象者株式のうち程島氏が行使可能であることが確実に見込まれる第2回本譲渡予約権の目的である対象者株式に係る議決権に相当する株式数だけ買付予定数の下限を引き下げる可能性があります。なお、対象者からの回答によれば、本譲渡予約権者のうち公開買付者の特別関係者には該当する者はいないとのことです。

3. 公開買付け後の組織再編等の方針

公開買付者は、本公開買付け及び本並行買付けにおいて、公開買付者が対象者株式の全て(ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立及び本並行買付けの実施後、以下の方法により、本スクイーズアウト手続を実施することを予定しております。

① 株式等売渡請求

公開買付者は、本公開買付けの成立及び本並行買付けの実施後に、公開買付者が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が会社法第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、対象者の株主(公開買付者及び対象者を除きます。)の全員(以下「売渡株主」といいます。)に対し、その所有する対象者株式の全部を売り渡すことを請求(以下「株式売渡請求」といいます。)するとともに、併せて、本新株予約権者の全員(以下「売渡新株予約権者」といいます。)に対し、その所有する本新株予約権の全てを売り渡すことを請求(以下「新株予約権売渡請求」といい、株式売渡請求と併せて「株式等売渡請求」といいます。)する予定です。株式売渡請求においては、対象者株式1株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を売渡株主に対して交付することを定める予定であり、新株予約権売渡請求においては、本新株予約権1個当たりの対価として本新株予約権買付価格と同額の金銭を売渡新株予約権者に対して交付することを定める予定です。この場合、公開買付者は、その旨を対象者に通知し、対象者に対して株式等売渡請求の承認を求める予定です。対象者が取締役会の決議により株式等売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、売渡株主及び売渡新株予約権者の個別の承認を要することなく、公開買付者は、株式等売渡請求において定めた取得日をもって、売渡株主の全員からその所有する対象者株式の全部を取得し、売渡新株予約権者の全員からその所有する本新株予約権の全てを取得します。この場合、公開買付者は、売渡株主がそれぞれ所有していた対象者株式1株当たりの対価として、各売渡株主に対し、本公開買付価格と同額の金銭を交付するとともに、売渡新株予約権者がそれぞれ所有していた本新株予約権1個当たりの対価として、各売渡新株予約権者に対し、本新株予約権買付価格と同額の金銭を交付する予定です。なお、対象者の取締役会は、公開買付者より株式等売渡請求をしようとする旨及び会社法第179条の2第1項各号の事項について通知を受けた場合には、かかる株式等売渡請求を承認する予定とのことです。

株式等売渡請求に関連する一般株主及び新株予約権者の権利保護を目的とした会社法上の規定として、会社法第179条の8その他の関係法令の定めに従って、売渡株主及び売渡新株予約権者は、裁判所に対して、その所有する対象者株式又は本新株予約権の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。なお、上記申立てがなされた場合の対象者株式又は本新株予約権の売買価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

② 本株式併合

本公開買付けの成立及び本並行買付けの実施後、公開買付者が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき、対象者株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を開催することを、対象者に要請する予定です。本日現在においては、本臨時株主総会の開催日は、2026年12月中旬を予定しております。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、本株式併合がその効

力を生ずる日において、対象者の株主の皆様は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。本株式併合により株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた対象者の株主の皆様に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。）に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（公開買付者及び対象者を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付けに当該株主の皆様が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に対して要請する予定です。また、対象者株式の併合の割合は、本日現在において未定ですが、公開買付者は、対象者に対して、公開買付者が対象者株式の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（公開買付者及び対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定される予定です。

本株式併合に関連する一般株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、本株式併合により株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従って、対象者の株主の皆様（公開買付者及び対象者を除きます。）は、対象者に対してその所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格決定の申立てを行うことができる旨が定められています。

上記のとおり、本株式併合においては、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（公開買付者及び対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数は1株に満たない端数となる予定ですので、本株式併合に反対する対象者の株主の皆様（公開買付者及び対象者を除きます。）は、上記申立てを行うことができることになる予定です。なお、上記申立てがなされた場合の対象者株式の買取価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

上記の株式等売渡請求及び本株式併合の各手続については、関係法令についての改正、施行、当局の解釈等の状況等によっては、実施の方法及び時期に変更が生じる可能性があります。ただし、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（公開買付者及び対象者を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付けに当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。

③ 本新株予約権の取得及び消却

公開買付者は、本公開買付けが成立したものの、本公開買付けにおいて本新株予約権の全てを取得できず、かつ、本新株予約権が行使されずに残存した場合には、対象者に対して、本新株予約権の取得及び消却、又は本新株予約権者に対する本新株予約権の放棄の勧奨等、本取引の実行に合理的に必要な手続を実施することを要請し、又は実施することを予定しております。なお、対象者は、当該要請を受けた場合にはこれに協力する意向とのことです。

以上の場合における具体的な手続及びその実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

4. 上場廃止等となる見込み及びその事由

対象者株式は、本日現在、東京証券取引所プライム市場に上場されていますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後に、上記「3. 公開買付け後の組織再編等の方針」に記載の本スクイーズアウト手続が実施された場合には、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできません。

なお、本公開買付けの具体的な内容は、本公開買付け届出書をご参照ください。

以 上